

## 令和8年度豊川市御津庁舎内壁面広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市御津庁舎内壁面広告掲載要領」を定め、豊川市御津庁舎内の壁面、柱等の空きスペースに掲載する有料広告を募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 広告掲載箇所及び掲載規格

掲載箇所	掲載規格	イメージ写真
御津庁舎1階 (正面玄関横の壁面2)	① B1 サイズ・縦(縦1,030mm×横728mm以内) ② 素材は、ポスターその他これらに類するもの	

#### (2) 掲載料(税込)

月額 2,000円 ((1)に記載の1掲載箇所あたり)

#### (3) 募集及び掲載期間

区分	掲載期間	募集期間
令和8年度	令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで	令和8年 1月 16日から 令和8年 2月 6日まで
令和9年度以降	令和9年 4月 1日から 令和12年 3月 31日まで	

#### (4) 募集案内

豊川市広報とよかわ及び豊川市ホームページ等により募集します。

#### (5) 広告の内容

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

### 2 広告掲載の条件

- (1) 広告掲載は、看板施設(吊り下げ式アルミフレームパネル)を設置しますので、その中に掲載するものとします。
- (2) 掲載物は、市職員立会いのもと広告主に掲載(撤去)していただきます。
- (3) 広告の掲載箇所については指定できません。

### 3 豊川市御津庁舎来庁者数 1日 約70人

※ なお、この数値は、今後の実際の来庁者数を保障するものではありません。

### 4 申込等

### (1) 申込方法

豊川市御津庁舎内壁面広告掲載申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて御津支所まで持参してください。

- ① 広告原稿案（様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの）
- ② 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- ③ 市税等納付状況調査同意書

### (2) 申込にあたり

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市御津庁舎内壁面広告掲載要領」など、各種要綱等をよくお読みください。

## 5 選定等

### (1) 選定方法

豊川市広告掲載基準に基づき審査を行います。募集箇所数を越える数の申し込みがあったときは、豊川市御津庁舎内壁面広告掲載要領第7条によって決定します。

### (2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市御津庁舎内壁面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知します。

## 6 掲載料納付及び広告掲載物の提出

### (1) 掲載料納付期限

掲載決定通知の後に送付する納付書に記載されている期日までに、納付してください。

### (2) 広告掲載物の提出期限

掲載開始日の7日前までに、広告掲載物を提出してください。

### (3) 広告掲載物の取付

掲載開始日の当日に、広告掲載物を取付してください。

## 7 申込等様式

### (1) 豊川市御津庁舎内壁面広告掲載申込書

### (2) 市税等納付状況調査同意書

## 8 要綱等

### (1) 豊川市広告掲載要綱

### (2) 豊川市広告掲載基準

### (3) 豊川市御津庁舎内壁面広告掲載要領

## 問い合わせ先

豊川市役所御津支所 総務担当

〒441-0392 豊川市御津町西方日暮30番地

電話 0533-76-4704 FAX 0533-75-2124

E-mail : [m-shisho@city.toyokawa.lg.jp](mailto:m-shisho@city.toyokawa.lg.jp)